

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
木材業者及び製材業者の登録

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出

種畜証明書の書換交付のあつた旨の通報

定期種牡畜検査の実施

土地の公用廃止

◇教委告示

昭和四十年年度鳥取県立高等学校入学者第二次募集実施要項

◇雑報 昭和四十年年度測量士試験及び測量士補試験の実施
昭和四十年三月一日付け鳥取県人事委員会規則第五号中訂正
昭和四十年三月一日付け鳥取県人事委員会告示第一号中訂正

◇正誤 昭和四十年三月一日付け鳥取県人事委員会告示第一号中訂正

規則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
由島齒科医院	米子市立町	歯科	由島 万吉	昭和四十年三月一日	歯科点数表
秋山	道笑町		秋山富三郎		
(株)乾薬局	鳥取市吉方		乾 繁彦		二日
門脇	西伯郡大山町		門脇 馨		
千代医院	西伯町	内科、外科、小児科	千代庸一郎		十三日 乙表点数表
林原外科医院	東伯郡赤碓町	外科、胃腸科、皮膚科、肛門科、整形外科、放射線科	林原不二夫		十五日

鳥取県告示第三百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十年三月六日	千代医院	西伯郡西伯町大字落合二八一	千代庸一郎
八日	三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一番地	三好三七夫
二月二十四日	米子医療生活協同組合米子診療所	富士見町二丁目一六の一五	松田 勝三

鳥取県告示第三百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和三十九年十二月三十一日	日吉津村国民健康保険 日吉津診療所	西伯郡日吉津村大字日吉津八八九番地四
昭和四十年一月十六日	米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市角盤町二丁目二一番地

鳥取県告示第三百三十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 診療科名 開設 者 名

昭和四十年一月十七日 米子医療生活協同組合 米子市富士見町二丁目一 内 科 米子医療生活協同組合 組合長 松田 勝三
米子診療所 二六の一五番地

鳥取県告示第百四十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の書換交付のあつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種 畜 証 明 書 番 号 名 前 種 類 品 種 生 年 月 日 飼 養 者 住 所 氏 名

昭三九鳥取一第四十号 豊一 役肉用牛 黒毛和種 昭和三十八年 三月三十一日 鳥取県倉吉市福本 鳥取県東伯郡東伯 町 亀本 又蔵
新 旧

鳥取県告示第百四十二号

鳥取県種畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第一項の規定による定期種畜（豚）

検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 地目 面積 積 換 要
鳥取市西町一丁目二九 宅地 一三坪九合 土地交換
番地 (現在道路敷)

検査日程
検査期日 検査時間 検査場所

四月 十二日	午前九時	鳥取市吉方	鳥取家畜市場
" 十三日	" 十時	八頭郡船岡町	船岡家畜市場
" 十四日	" 九時	倉吉市八屋	倉吉家畜市場
" 十五日	" 十時	東伯郡東伯町	東伯家畜市場
" 十六日	" "	米子市富益	富益検査場
" 十七日	" "	境港市余子	余子検査場
" 二十一日	" 九時	西伯郡淀江町	淀江家畜市場
" "	午後一時	米子市勝田町	米子家畜市場

鳥取県告示第百四十三号

次の土地は、昭和四十年三月十八日から公用を廃止した。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十四号
次の土地は、昭和四十年三月十三日から公用を廃止した。
昭和四十年三月二十三日

鳥取市湖山町字池淵外浜一、七二
二ノ一地先から
六ノ一地先まで
一、七三 道路敷 五八坪 四合二勺
一、七五
一、七五
一、七六
一、七六 八六坪 二合七勺

鳥取市湖山町字池淵外浜一、七二	二ノ一地先から	六ノ一地先まで	一、七三	道路敷	五八坪	四合二勺
五ノ五地先から	六ノ二地先まで	一、七五	一、七五		一五坪二合	
二ノ五地先から	七ノ四地先まで	一、七六	一、七六		八六坪	二合七勺

一ノ一地先から	字二ツ隈二、六三八	二七坪
二ノ二地先まで	二、六四一	五合六勺
一ノ一地先から	字池淵外浜一、七七	一五坪
地先まで	字溝の口二、六六一	一合八勺
八ノ一地先から	字池淵外浜二、六四	四二坪
二ノ二地先まで	字溝の口二、六五七	二合五勺
三ノ三地先から	字崩岸二、五四八ノ	一一一坪
地先まで	字大熊段二、六三七	七勺
四ノ四地先から	字崩岸二、五六九ノ	五六坪
先まで	二、五七九地	二合三勺
一ノ一地先から	二、五六九ノ	四三坪
三ノ三地先から	三、五五一ノ	五合二勺
先まで	二、五四八ノ	六四坪
三ノ三地先から	三、五六〇地	八合五勺

二ノ二地先から	字向池淵一、八一八	七八坪八勺
六ノ六地先まで	字大熊段二、五九三	
二ノ二地先から	字漆原上道一、八五	一四四坪
地先まで	字大熊段二、五八九	四合一勺
先から	字崩岸三、五八一地	一一〇坪
先まで	三、五六六地	七合九勺
一ノ一地先から	字西代一、九五一ノ	二一二坪
地先まで	一、九九八ノ	二勺
二ノ二地先から	字中子愛二、二八〇	九一坪
先まで	字崩岸二、五六四地	五合五勺

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

昭和四十年年度鳥取県立高等学校入学者第二次募集を次の要項により実施する。

昭和四十年三月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

昭和四十年年度鳥取県立高等学校入学者第二次募集実施要項

昭和四十年年度県立高等学校入学者第二次募集実施要項を次のとおり定める。

一 第二次募集を行なう高等学校及び募集生徒数

学校名	課程名	学科名	科名	所	在	地	募集生徒数
米子東高等学校	定時制	商業学科	商業科	米子市勝田町三〇七番地	約	四〇	
境 高等学校	定時制 (夜間)	普通学科	普通課	境港市上道町八二一番地	約	一〇	

二 出願資格

- 1 中学校を卒業した者
 - 2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一号)第六十三条各号の一に該当する者
 - 3 出願手続
- 1 志願者は、鳥取県立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号)

に定める通学区域に従わなければならない。

- 2 志願者は、入学志願書(用紙は、県教育委員会所定のもの)に所定の事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証紙をはり(消印をしなければならない。)、出身中学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長に提出しなければならない。

- 3 入学志願書を受け付けた高等学校長は、受検証を交付しなければならない。
- 4 出身中学校長は、出願期間内に志望校の校長に調査書(用紙は、県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。

四 出願期間及び受付場所

- 1 出願期間 昭和四十年三月二十五日(木)から二十七日(土)まで
- 郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。

- 2 受付時間 毎日午前九時から午後五時まで(土曜日は、午前十二時まで)

- 3 受付場所 各募集高等学校

五 学力検査

- 1 検査日時 昭和四十年三月二十九日(月)午前九時三十分から

- 2 検査場所 各募集高等学校(志願者の志望校)

- 3 検査科目 中学校の履習科目について行なう。

六 入学者の選抜方法

出身中学校長から提出された調査書と学力検査成績とを総合して行なう。

七 入学選抜合格者の発表

- 1 期日 昭和四十年三月三十日(火)午後一時

八 注意事項

- 1 入学志願書及び調査書の用紙は、志望高等学校から受け取ること。
- 2 本要項に関する質疑事項があれば、志望高等学校に問い合わせる。

雑 報

測量法(昭和24年法律第188号)に基づき、昭和40年度測量士試験及び測量士補試験が次のとおり実施されます。

昭和40年3月23日

鳥取県土木部長 藤村 謙

第1 受験資格

年令、性別、学歴、経歴等一切を問わない。

第2 試験の科目及び方法

1 試験科目

(1) 測量士試験

次の(1)から(4)までに掲げる科目について実施する。

(1) 三角測量(細または鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。)

(2) 多角測量(三角点間を連絡する程度の測量とする。)および水準測量

(3) 地形測量(トランジットを用いる図根測量ならびに平板、コンパス等を用いる平面測量および高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)

(4) 写真測量(図解法および機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)

(5) 地図編集(地図の投影を含むものとする。)

(6) 応用測量

(2) 測量士補試験

次の(1)から(4)までに掲げる科目について実施する。

(1) 三角測量作業(30秒読み程度のトランジットを用いる観測およびこれに伴う計算の作業とする。)

(2) 多角測量作業(1分読み程度のトランジットを用いる観測およびこれに伴う計算の作業とする。)

(3) 地形測量作業(平板、コンパス、トランジット等を用いる図根測量作業および地形地物の測定作業とする。)

(4) 写真測量作業(図解法および機械法による作業とする。)

(5) 地図編集(地図の投影を含む作業とする。)

(6) 応用測量作業

2 試験方法

(1) 測量士試験は、筆記試験および実地試験とする。ただし、実地試験は筆記試験の合格者に対して行なう。

(2) 測量士補試験は、筆記試験のみとする。

第3 試験日時および試験地

1 試験日時

(1) 筆記試験

昭和40年6月13日(日)午前

9時から午後1時まで

測量士補試験 昭和40年6月13日(日)午後

2時から午後5時30分まで

(2) 実地試験

昭和40年8月上旬のうち1日

日時は、あらかじめ受験者に通知する。

2 試験地

(1) 筆記試験

札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富

山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、高知、福岡、熊本、鹿児島

(2) 実地試験 札幌、東京、大阪、福岡

(3) それぞれの試験地の試験場については、受験票を送付するときに通知する。

第4 受験手続

1 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 履歴書 1通

(3) 整理票、写真票、受験票 各1通

写真票に貼付ける写真は、最近三箇月以内に上半身、脱帽で正面から撮影した、縦6cm、横4.5cmで本人と確認できるものとする。

2 試験手数料

(1) 測量士試験 500円

(2) 測量士補試験 300円

上記の試験手数料は、受験願書に試験手数料の金

<p>額に相当する額の収入印紙をはって、納付すること。 なお、納付した試験手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。</p> <p>3 提出先 東京都目黒区上目黒7丁目1, 000番地 建設省国土地理院総務部総務課</p> <p>郵送の場合は、必ず、書留郵便とし、封筒の表に「測量士試験」または「測量士補試験」と朱書すること。</p> <p>4 願書受付期間 昭和40年3月20日(土)から4月15日(木)まで</p> <p>郵送の場合も4月15日までに着信したものに限る。</p> <p>5 提出書類の用紙の請求場所 建設省国土地理院 総務部総務課 (東京都目黒区上目黒7丁目1, 000番地) 建設省国土地理院 北海道地方測量部 (札幌市北二</p>	<p>” 糸西一丁目 東北地方測量部 (仙台市元鍛冶町30)</p> <p>” 関東地方測量部 (東京都港区麻布飯倉町3の18)</p> <p>” 北陸地方測量部 (富山市長江117の1)</p> <p>” 中部近畿地方測量部 (名古屋市東区衣笠町1の5)</p> <p>” 中国地方測量部 (広島市基町1) 四国地方測量部 (高松市六番丁1の2)</p> <p>” 九州地方測量部 (福岡市舞鶴2丁目5番20号)</p> <p>” 各都道府県土木部等 郵便で請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封すること。 ただし、各都道府県土木部等においては、郵送の取</p>
---	---

<p>扱はしない。</p> <p>第5 合格者発表 測量士筆記試験合格者 昭和40年7月中旬 測量士補試験合格者 昭和40年8月上旬 測量士試験合格者 昭和40年8月中旬 官報で公告するとともに、合格者に直接通知する。</p> <p>第6 その他 1 同一人で測量士試験および測量士補試験の両試験を受けようとする場合は、それぞれの受験願書(添付書類を含む。)を提出すること。 2 受験願書の受付締切後は、受験地の変更は認めない。</p>	<p>十三 市町村 市町村 立学校 立学校</p> <p>昭和四十年三月一日付け鳥取県人事委員会告示第一号 中次の箇所に誤りがあったので訂正する。 頁 誤 正 四十一 勤務成績良好なる者 勤務成績良好なる者</p>
<p>正 誤</p> <p>昭和四十年三月一日付け鳥取県人事委員会規則第五号 中次の箇所に誤りがあったので訂正する。 頁 誤 行 誤 正 二上 一 務 職 務 職 務</p>	

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め 300円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により納めることもできます。

